

趣 旨

食品の安全性を確保し、国民の健康を保護することは、食品を提供する業界の重要な責務である。

近年、科学技術の進歩に伴い食品産業が大規模化、広域化する中で、腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒の発生やノロウイルスやカンピロバクター等の少量でも発症する食中毒が主流を占めるなど、国民の食生活や食品事業を取り巻く環境も変化している。

このような中で、食品の衛生管理について、国際標準となっている HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) による工程管理が求められ、食中毒の未然防止などの適切な対応が喫緊の課題となっている。

については、食品のより一層の安全性の確保・向上のため、公益社団法人日本食品衛生協会（以下、「日食協」という。）は、自主衛生管理の推進並びに HACCP の導入に向けた指導・助言を的確に推進する HACCP 普及指導員制度を設け、HACCP の導入を希望する事業者等に対し、直接、指導・助言を行う。

（目的）

第 1 条 この規程は、HACCP 普及指導員の登録および業務を定めることにより飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、HACCP 普及指導員とは、食品衛生全般についての知識および管理技術を修得し、かつ危機管理に関する指導能力を有する専門技術者として食品事業における HACCP の導入等食品衛生に関する指導および管理の業務を適確に推進し、必要な情報の提供を行う者をいう。

（制度の運営）

第 3 条 HACCP 普及指導員の登録および更新等を適正に運営するために、別に HACCP 普及指導員運営規程（以下「運営規程」という。）を定める。

登録等を申請する者は、運営規程により必要な事務手続きを行うものとする。

（登録）

第 4 条 HACCP 普及指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、HACCP 指導者養成研修を履修した者とし、第 5 条に掲げる業務遂行に支障がないと日食協が認める者を登録するものとする。

- (1) HACCP 専門講師養成講習会、HACCP 責任者養成研修会または同等の研修を受講・修了し、HACCP の運用の実務経験を有する者
- (2) 食品衛生監視員として食品等製造施設に対する HACCP の指導・助言の経験を有する者

(業務等)

第5条 HACCP 普及指導員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 食品事業者に対して、一般的衛生管理および HACCP による衛生管理の導入、運営に関する指導および助言を行う。また、食品衛生の確保向上のため、食品衛生に関する最新の情報提供、関係法令に関する情報提供、その他食品衛生に関する指導・助言、相談を行う。
- (2) 食品衛生指導員に対して、食品衛生の確保向上のため、食品衛生に関する最新の情報提供、関係法令に関する情報提供、その他食品衛生に関する指導・助言、相談を行う。
- (3) 消費者に対して、食品衛生の普及および情報の提供
- (4) その他前各項の業務に付帯する事業

2 HACCP 普及指導員は、この業務の遂行に当たり、日食協に登録された者であることを証明するために別に定める様式の HACCP 普及指導員の証を携帯し、3年ごとに更新する。

(支部長の責務)

第6条 日本食品衛生協会の支部長(以下「支部長」という。)は、日食協と緊密な連携を図り、HACCP 普及指導員制度を適正に運営するものとする。

(所属)

第7条 HACCP 普及指導員は、日食協または支部に所属する。

(研修)

第8条 HACCP 普及指導員は、より高度な食品衛生の知識および管理技術を修得するため、日食協または支部が実施する HACCP 指導に関する研修を HACCP 普及指導員の証の更新までに少なくとも1回以上は受講するものとする。

(HACCP 普及推進委員会)

第9条 上記業務を適正に運営し、また、HACCP の推進等にかかる業務の支援を目的に、日食協は、HACCP 普及推進委員会を設置し、必要に応じて意見を聴くことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成17年7月26日から施行する。
- 2 従前の規程により食品衛生管理士に登録されたものは、これを第4条の規程による運営

委員会が行う認定者とみなす。

3 昭和 40 年 5 月 26 日の理事会で定められた旧規程は廃止する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 従前の規定により食品衛生管理士に登録されている者は、本規定による HACCP 普及指導員とみなす。